

熊本市公報(契約)

第 4 5 号

発行所 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号

熊本市総務局契約監理部契約政策課

発行日 平成 2 9 年 1 0 月 2 7 日

目 次

○入札公告（南部浄化センター運転管理業務委託）	1
○落札者等の公示（熊本市本庁舎で使用する電気）	11
○落札者等の公示（熊本市民病院で使用する電気の需給契約）	11

上下水道局契約公告第 3 4 2 号

平成 2 9 年 1 0 月 2 7 日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 4 条に規定する特定調達契約について次のとおり条件付一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項及び熊本市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 2 4 年上下水道局規程第 2 5 号。以下「特例規程」という。）第 2 条において準用する熊本市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 2 4 年規則第 1 0 2 号。以下「特例規則」という。）第 5 条第 1 項の規定により公告する。

熊本市上下水道事業管理者 永 目 工 嗣

1 競争入札に付する事項

(1) 業務委託名

南部浄化センター運転管理業務委託

(2) 概要

下水道終末処理場である南部浄化センター及びその関連施設の運転管理業務を包括的民間委託（性能発注方式）するもの。主な業務内容は、次のとおり。

ア 南部浄化センターの運転管理業務

イ 南部処理区中継ポンプ場 5 箇所運転管理業務

※ 詳細は仕様書等を参照のこと。

(3) 履行場所

熊本市南区元三町四丁目 1 番 1 号 外 5 箇所

(4) 履行期間

平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 3 年 3 月 3 1 日まで

※ ただし、受託者決定の日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日までの期間は、業務引継ぎ及び研修等の期間とし、それらの費用については、受託者の負担とする。

2 担当部局

〒 8 6 2 - 8 6 2 0 熊本市中央区水前寺六丁目 2 番 4 5 号

熊本市上下水道局維持管理部水相談課

電話 0 9 6 - 3 8 1 - 5 6 1 0（直通）

3 入札手続の種類

この案件は、入札手続において技術提案書の提出を求め、入札者の提示する技術、専門的知識、創意工夫等（以下「技術等」という。）と入札価格とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の入札案件である。

4 競争入札参加資格

入札に参加できる者の形態は、単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる条件を全て満たしていること。

(1) 単独企業及び共同企業体の構成員に共通する資格要件

ア 熊本市業務委託契約等に係る競争入札等参加資格審査申請書を提出し、熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱（平成 20 年告示第 731 号）第 5 条に規定する参加資格者名簿に登録されている者又は熊本市上下水道局業務委託契約等に係る競争入札等参加資格審査申請書を提出し、熊本市上下水道局業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱第 7 条に規定する参加資格者名簿に登録されている者であること。

イ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続の開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。

エ 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成 18 年告示第 105 号）第 3 条第 1 号及び熊本市上下水道局が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱第 3 条第 1 号の規定に該当しないこと。

オ 熊本市から熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱（平成 21 年告示第 199 号）又は熊本市上下水道局物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱（以下これらを「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

カ 消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がないこと。

キ 熊本市水道料金及び熊本市下水道使用料の滞納がないこと。

ク 下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和 62 年建設省告示 1348 号）第 2 条第 1 項の下水道処理施設維持管理業者登録簿に登録されている者であること。

ケ 本件入札に参加する単独企業及び共同企業体の構成員は、他の共同企業体の構成員として複数に参加していないこと。

(2) 単独企業の資格要件

ア 業務実績について

標準活性汚泥法による現有処理能力 1 日当たり 4 万立方メートル以上の下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）で規定する下水道終末処理場の水処理施設及び濃縮から脱水までの工程を有する汚泥処理施設を併せた一連の維持管理業務を、単独で、又は共同企業体の代表構成員として履行した実績があること。

なお、当該実績については、国、地方公共団体又はそれに準ずる公的機関と直接契約したもので、同一の下水道終末処理場において 3 年連続し、平成 19 年度以降に業務完了したものであること。

イ 配置予定技術者について

次の資格及び経験を有する者を配置できること。

- (ア) 総括責任者として、直接的かつ恒常的な雇用関係のある下水道処理施設管理技士資格者で標準活性汚泥法の下水道終末処理場における運転管理業務の総括責任者又は副総括責任者の経験を2年以上有するものを専任できること（他の業務と兼務はできない。）。
- (イ) 副総括責任者として、直接的かつ恒常的な雇用関係のある下水道処理施設管理技士資格者で標準活性汚泥法の下水道終末処理場における運転管理業務の総括責任者若しくは副総括責任者の経験を1年以上有するもの又は下水道処理施設維持管理業務実務経験（保守点検及び運転操作監視等）を5年以上有するものを専任できること（他の業務と兼務はできない。）。
- (ウ) 業務の作業主任者として、直接的かつ恒常的な雇用関係のある下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第15条の3各号のいずれかに該当する者で、下水道処理施設維持管理業務実務経験（保守点検及び運転操作監視等）を3年以上有するものを専任できること（他の業務と兼務はできない。）。

(3) 共同企業体の資格要件

- ア 共同企業体の構成員は2者又は3者とし、2者の場合にあつては代表構成員以外の構成員の出資比率が30%以上、3者の場合にあつては各構成員とも出資比率が20%以上であること。
- イ 共同企業体の代表構成員の出資比率が、その構成員中最大であること。
- ウ 共同企業体の結成は、自主結成とする。
- エ 共同企業体の代表構成員が、(2)ア及びイ(ア)の資格要件を満たしていること。
- オ 共同企業体として、(2)イの資格要件を全て満たしていること。

(4) その他

当該競争入札に事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する事業協同組合をいう。以下同じ。）として競争入札参加資格確認申請書を提出した場合、その組合員は、単体として競争入札参加資格確認申請書を提出することはできない。

当該競争入札に事業協同組合として参加する場合は、事業協同組合として(1)及び(2)イの資格要件を全て満たしていること。また、事業協同組合又は業務を担当する組合員のいずれかが、(2)アの資格要件を満たしていること。業務を担当する組合員についても併せて(1)オの資格要件を満たす者であること。

5 総合評価の方法

- (1) 入札価格に対する得点（以下「価格評価点」という。）の算出方法は次のとおりとする。
価格評価点＝価格評価点に配分された得点の満点×（1－入札価格に消費税及び地方消費税相当額を加えて得た額／予定価格）（価格評価点は、小数点第1位を四捨五入するものとする。）
- (2) 技術等に対する得点（以下「技術評価点」という。）については、落札者決定基準に従い、評価するものとする。
- (3) 総合評価は、入札者の価格評価点と技術評価点を合計した値（以下「評価値」という。）をもって行う。
- (4) 評価値（200点満点）＝価格評価点（100点満点）＋技術評価点（100点満点）とする。

6 特例規程第2条において準用する特例規則第4条第1項に規定する入札参加資格に関する

る審査の申請

本件入札の参加希望者のうち、7(2)に規定する申請書等の提出日において4(1)アの条件を満たしていない者は、2の担当部局へ本件入札に参加を希望する旨を告げた上で、平成29年11月9日(木曜日)までに、同年4月3日付け上下水道局契約公告第101号に定めるところにより熊本市上下水道局総務課へ特例規程第2条において準用する特例規則第4条第1項に規定する入札参加資格に関する審査の申請をしなければならない。

7 申請手続等

(1) 申請書、入札説明書、仕様書等の交付期間及び方法

平成29年10月27日(金曜日)から平成29年11月9日(木曜日)まで熊本市ホームページ及び熊本市上下水道局ホームページへ掲載するほか、希望する場合は、2の担当部局で配布する(担当部局での配布については、熊本市の休日及び期限の特例を定める条例(平成元年条例第32号)第1条に規定する市の休日(以下「休日」という。)を除く。)

郵送又は電送(ファックス、電子メール等)による交付は、行わない。

- ・ 担当部局での配布は、午前9時から午後5時まで
- ・ 熊本市上下水道局ホームページにおいては、その運用時間内においてダウンロードできる。

なお、仕様書等の設計図書については、入札書提出締切日までの間、2の担当部局において閲覧に供する。

(2) 申請書等の提出方法等

本件入札の参加希望者は、競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格審査調書その他の必要書類(以下「申請書等」という。)を提出し、競争入札参加資格の有無について熊本市上下水道事業管理者の確認を受けなければならない。提出方法等については、次によるものとする。

ア 提出書類及び提出方法

持参又は郵送により提出すること。郵送する場合は、一般書留又は簡易書留によることとし、それ以外の方法により郵送されたものは受け付けない。また、電送(ファックス、電子メール等)により提出されたものは、受け付けない。

- (ア) 競争入札参加資格確認申請書(様式第1号【単独企業用】又は【共同企業体用】)
- (イ) 競争入札参加資格審査調書(様式第2号【単独企業用】又は【共同企業体用】)
- (ウ) 水道料金等滞納有無調査承諾書(様式第3号)
- (エ) 配置予定技術者調書(様式第4号)
- (オ) 運転管理業務受託実績調書(様式第5号)
- (カ) 下水道処理施設維持管理登録業者登録証の写し
- (キ) 配置予定技術者が資格を有していることを証明する書類の写し
- (ク) 業務実績を有していることを証する契約書の写し
- (ケ) 共同企業体調書(様式第6号)
- (コ) 委任状(様式第7号)
- (ク) 共同企業体協定書(様式第8号)

※ (ケ)、(コ)及び(ク)は、単独企業で参加する場合は、不要とする。

イ 提出期限

平成29年11月9日(木曜日)午後5時まで

郵送する場合は、平成 29 年 11 月 9 日（木曜日）までに必着のこと。不慮の事故による紛失又は遅配については、考慮しない。

ウ 提出部数

1 部とする。

エ 提出先

(ア) 持参の場合

2 の担当部局

(イ) 郵送の場合

〒 8 6 2 - 8 6 2 0 熊本市中央区水前寺六丁目 2 番 4 5 号

熊本市上下水道局

熊本市上下水道事業管理者（熊本市上下水道局維持管理部水相談課）宛て

また、封筒の表面に申請する「業務委託名」及び「競争入札参加資格確認申請書在中」を明記すること。

オ 留意事項

(ア) 様式については、申請書等提出日時点において記載すること。

(イ) 共同企業体で参加する場合は、ア(イ)、(ウ)及び(カ)は、構成員全員分を提出すること。

(ウ) 共同企業体で参加する場合は、ア(カ)及び(ク)は、代表構成員分のみ提出すること。

(エ) ア(カ)、(キ)及び(ク)の書面が添付されていない場合は、当該資格又は実績を有しているとは認めない。

(3) 競争入札参加資格の確認

競争入札参加資格の確認については、申請書等の提出期限日をもって行うものとする。ただし、6 の申請（特例規則第 4 条第 1 項の申請）をする者については、この限りでない。結果（競争入札参加資格がないと認めた場合は、その理由も含む。）については、書面により通知する。

8 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認めた旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して 7 日（休日を含まない。）以内に、熊本市上下水道事業管理者に対して競争入札参加資格がないと認めた理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

(2) 熊本市上下水道事業管理者は、(1)により説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 5 日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

9 入札説明会

入札説明会は、実施しない。

10 入札説明書、仕様書等に対する質問

(1) 入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合においては、次のとおり質問書を提出すること。

ア 提出方法

書面（入札説明書の別紙様式 1）により持参、ファックス又は電子メールにより提出すること。ただし、ファックス又は電子メールの場合は、必ず電話で着信を確認すること。

イ 提出期間

平成29年10月27日（金曜日）から平成29年12月11日（月曜日）まで（休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

ウ 提出先

(ア) 入札説明書、入札及び契約に関すること。

2の担当部局

ファックス 096-381-5612

メールアドレス jousesuimizusoudan@city.kumamoto.lg.jp

(イ) 技術提案関係、仕様書等の業務内容に関すること。

〒862-8620 熊本市中央区水前寺六丁目2番45号

熊本市上下水道局維持管理部水再生課

電話 096-381-6340

ファックス 096-381-5612

メールアドレス jousesuimizusaisei@city.kumamoto.lg.jp

(2) (1)の質問書に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。なお、熊本市上下水道局ホームページにも掲載する。

ア 閲覧期間

平成29年12月13日（水曜日）までに開始し、平成29年12月19日（火曜日）までとする。

イ 閲覧場所

2の担当部局

1.1 入札に参加する者が1者である場合の措置

入札に参加する者が1者である場合は、再度公告して申請書等の提出期限を延長するものとする。この場合においては、必要に応じて当該案件に係る競争入札参加資格の変更又は履行期間の変更を行うことがある。

1.2 入札書及び技術提案書の提出

(1) 7(3)の通知により競争入札参加資格があると確認された者は、次に定める方法に従い、入札書（入札書に記載される入札価格に対応した業務費内訳書（参考様式を参照）を含む。）及び技術提案書（添付書類を含む。以下同じ。）を提出するものとする。

ア 入札書（業務費内訳書）及び技術提案書の提出

(ア) 持参の場合

a 提出期限

平成29年12月19日（火曜日）午後5時まで

b 提出場所

熊本市中央区水前寺六丁目2番45号

熊本市上下水道局維持管理部水再生課

(イ) 郵送の場合

a 平成29年12月19日（火曜日）までに必着のこと。また、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

b 送付先

〒862-8620 熊本市中央区水前寺六丁目2番45号

熊本市上下水道事業管理者（熊本市上下水道局維持管理部水再生課）宛て

イ 提出方法

- (ア) 持参又は郵送によるものとし、電送（ファックス、電子メール等）によるものは受け付けない。入札代理人が持参する場合は、別途委任状を提出すること。なお、郵送する場合は、一般書留又は簡易書留によることとし、それ以外の方法により郵送されたものは受け付けない。
- (イ) 入札書及び業務費内訳書を一の封筒に入れ、入札書に押印した印鑑と同じもので封印し、申請する「業務委託名」及び「入札書在中」並びに「入札参加者名」を記載する。封筒は二重とし、外封筒は入札書に押印した印鑑と同じもので封印し、申請する「業務委託名」及び「入札書在中」並びに「入札参加者名」を記載する。郵送する場合は、更に「親展」と記載すること。なお、再入札を予想する場合は、再入札書及び再々入札書（3 回目の入札を予想する場合に限る。）をそれぞれ別の内封筒に入れ、入札書に押印した印鑑と同じもので封印し、「業務委託名」及び「入札参加者名」を明記した上で「再入札書」（又は「再々入札書」と記入したものを同封すること。
- (ウ) 技術提案書については(イ)の封筒とは別にして、提出するものとする。郵送の場合は、「技術提案書在中」の旨を明記し、「親展」と記載するとともに、「入札参加者名」を記載すること。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、3 回までとする（2 回目以降は、引き続き行う。）。なお、再入札において、再入札書の提出がなかった者は、再入札を辞退したものとみなす（再々入札も同様とする。）。
- (4) 業務費内訳書は、参考図書として提示を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

1.3 技術提案書のヒアリングの実施の有無

技術提案書に関するヒアリングは実施しない。

1.4 開札等

- (1) 入札書は、以下の日時において開札し、業務費内訳書は入札書の開札後に全ての入札参加者について確認を行うものとする。この場合において、入札者が開札に立ち会わないときは、本件入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。
日時：平成 30 年 2 月 13 日（火曜日） 午後 2 時 00 分
場所：熊本市中央区水前寺六丁目 2 番 45 号
熊本市上下水道局（別館 1 階入札室）
- (2) 提出した入札書及び業務費内訳書は、引換え又は取消しをすることができない。また、提出した技術提案書についても、追加、書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (3) 一の入札参加者が複数の入札を行ったと認められるときは、いったん開札して確認のうえ、すべての入札書を無効とする。
- (4) 12 の方法によらないで提出された入札書及び業務費内訳書並びに技術提案書（期限までに到達しなかった場合を含む。）は、これを無効とする。

- (5) 熊本市工事競争入札心得（平成 2 年告示第 1 0 7 号）第 5 条に準じるほか、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すものとする。なお、競争入札参加資格があると確認された者であっても、落札決定の時ににおいて 4 に規定する競争入札参加資格を満たさなくなった場合は、競争入札参加資格のない者に該当するものとする。
- (6) 業務費内訳書を確認し、記載すべき重要事項が欠けている、記載金額が入札価格と著しく乖離している等業務を確実に履行することができないと認められるときは、当該入札書は無効とする。業務費内訳書が添付されていない場合（(4)の規定により無効となった場合を含む。）も、当該入札書は無効とする。
- (7) 技術提案書の提出がない場合（(4)の規定により無効となった場合を含む。）は、当該入札を無効とする。
- (8) 無効とした入札書及び業務費内訳書は、返却しないものとする。

1 5 落札者の決定方法

- (1) 次のいずれの要件にも該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。
 - ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
 - イ 評価項目のうち「必須とする評価項目」については、落札者決定基準に示す最低限の要求要件（「必須の要求要件」という。）を全て満たしていること。
（なお、必須とする評価項目について必須の要求要件を満たしていないもの（記載がない場合を含む。）は失格として取扱う。）
- (2) 評価値が最も高い者が 2 者以上あるときは、技術評価点の高い者を落札者とする。この場合において、技術評価点及び価格評価点ともに同点である者が 2 者以上あるときは、入札価格が低い方を落札者とし、入札価格も同額である場合は、くじにより落札者を定めるものとする。（くじの日時及び場所については、別途指示する。）
- (3) 技術提案書作成要領に基づかない技術提案書については、評価の対象とせず失格とする場合がある。
- (4) 最低制限価格は設定しない。

1 6 入札結果の公表に関する事項

契約の相手方を決定した場合は、入札結果（申請書等を提出した者の商号又は名称、競争入札参加資格の有無に関する審査結果、競争入札参加資格がないとした者についてはその理由、入札者の商号又は名称、各入札参加者ごとの入札価格、価格評価点、技術評価点及び評価値並びに落札者の商号又は名称を含む。）について、申請書等を提出した者へ書面により通知するものとする。また、2 の担当部局での閲覧及び熊本市上下水道局ホームページにより公表を行うものとする。

1 7 落札者として選定されなかった者に対する理由の説明

- (1) 入札参加者で落札者とならなかった者は、落札者の公表を行った日の翌日から起算して 5 日（市の休日の日数は、算入しない。）以内に、熊本市上下水道事業管理者に対して落札者として選定されなかった理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- (2) 熊本市上下水道事業管理者は、説明を求められたときは、説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して 7 日（市の休日の日数は、算入しない。）以内に、説明

を求めた者に対し書面により回答する。

1 8 評価内容の確保

- (1) 落札者の技術提案書に記載された内容については、落札者と協議後全て契約に係る仕様書に記載することとし、落札者はこれを満たす履行をしなければならない。また、このことによる契約金額の変更は行わない。
- (2) 技術提案の内容に係る部分の債務については、その履行の完了が確認できるまで存続するものとし、受託者の責めにより当該債務が履行されない場合については、受託者の責任において再履行又は瑕疵の補修を行うものとする。
- (3) 仕様書等において履行方法を指定しない部分の業務に関して、熊本市上下水道事業管理者が提案内容を適正と認めた場合においても、受託者は、その部分の履行に関する責任を負うものとする。
- (4) 委託者は、技術提案書に関する事項が提案者以外の者に知られることのないように取り扱うものとする。

1 9 その他の留意事項

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金

熊本市上下水道局契約事務取扱規程（平成 24 年上下水道局規程第 8 号。以下「契約規程」という。）第 2 条において準用する熊本市契約事務取扱規則（昭和 39 年規則第 7 号。以下「契約規則」という。）第 5 条第 2 項第 4 号に定めるところにより、免除する。

- (3) 契約保証金

契約規程第 2 条において準用する契約規則第 22 条の定めるところにより、落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を契約締結の時までに納付すること。ただし、利付国債の提供又は金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、次に掲げる場合においては、契約保証金を免除とする。

ア 保険会社との間に熊本市上下水道事業管理者を被保険者とする履行保証保険契約を結び、保証証券を契約締結の時までに提出したとき。

イ 過去 2 年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上誠実に履行し、このことを証するため、発注者の証明（ただし、発注者が本市である場合は、契約書の写しでも可）を提出したとき。

- (4) 契約書（案）

熊本市上下水道局ホームページへ掲載するほか、2 の担当部局で閲覧に供する。

- (5) 申請書等に関する事項

ア 提出期限までに申請書等を提出しなかった場合は入札参加者として認められないものとする。

イ 申請書等及び技術提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 提出された申請書等及び技術提案書は、返却しない。

エ 提出された申請書等及び技術提案書は、競争入札参加資格の確認及び技術提案内容の評価以外に提出者に無断で使用しない。

オ 提出期限後における申請書等及び技術提案書の追加、差し替え及び再提出は、認めない。

カ 申請書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、当該申請書等を無効とし、競争入札参加資格の取消し、落札決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置を

とるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。

キ 技術提案書に虚偽記載等明らかに悪質な行為があると認められる場合には、当該入札を無効とし、落札決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。

- (6) 競争入札参加資格の確認を行った日の翌日から開札までの間に、競争入札参加資格があると認めた者が競争入札参加資格がないものと判明した場合には、当該者に対する競争入札参加資格確認の通知を理由を付して取り消すものとする。この取り消しの通知を受けた者は、通知を受け取った日の翌日から起算して 5 日（休日を含まない。）以内に、熊本市上下水道事業管理者に対して競争入札参加資格がないと認めた理由について、書面により説明を求めることができる。
- (7) 落札者の決定後契約締結までの間に、落札者が 4 に規定する競争入札参加資格を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。
- (8) 申請書等及び技術提案書の提出並びに入札にあたっては、熊本市工事競争入札心得に準じて実施する。
- (9) 配置予定技術者の確認等
- ア 配置予定技術者調書（様式第 4 号）に記載した総括責任者は、原則として、履行が完了するまで変更できないものとする。また、副統括責任者及び作業主任者については、原則として、業務開始の日から 1 年を経過するまで変更できないものとする。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない事由が生じたときは、当初の配置予定技術者と同等以上の資格及び経験を有する者を配置するものとして熊本市上下水道事業管理者の承認を得た場合に限り、変更することができるものとする。この場合において、熊本市上下水道事業管理者の承認を得るためには、診断書その他熊本市上下水道事業管理者が必要と認める書類を提出しなければならない。
- イ アに違反した場合は、落札決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うものとする。
- (10) 本件に係る詳細については、入札説明書による。

2 0 Outline

- (1) Subject matter of contract:
Operations management and maintenance for Nanbu Sewage Treatment Center
- (2) Contact information:
Section in charge of leasing/bidding proposals
Water Consultation Section
Waterworks and Sewerage Bureau
Suizenji 6-2-45, Chuo-ku
Kumamoto City 〒862-8620
TEL: 096-381-5610
- (3) Bidding information:
Deadline to submit bidding documents and technical proposal:
In person: No later than 5:00PM on Tuesday, December 19, 2017
By post: Must arrive no later than Tuesday, December 19, 2017
(Late submissions due to unforeseen circumstances will not be considered.)
- (4) Language and currency to be used for bidding:
Language : Japanese (日本語)

Currency : Japanese yen (JPY) only

契 約 公 告 第 9 0 2 号
平 成 2 9 年 1 0 月 2 7 日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第4条に規定する特定調達契約につき、落札者又は随意契約の相手方を決定したので、特例政令第12条及び熊本市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成24年規則第102号)第11条の規定により、次のとおり公示する。

熊本市長 大 西 一 史

公示事項	内容
1 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量	熊本市本庁舎で使用する電気 4, 914, 000キロワットアワー
2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地	熊本市総務局行政管理部管財課 熊本市中央区手取本町1番1号
3 落札者又は随意契約の相手方を決定した日	平成29年8月29日
4 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所(法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに所在地)	株式会社F-Power 代表取締役 鈴木順子 東京都港区六本木一丁目8番7号
5 落札金額又は随意契約に係る契約金額	64, 423, 541円(税込)
6 契約の相手方を決定した手続	一般競争入札
7 当該公告又は公示を行った日	平成29年7月13日

病院局契約公告第10号
平 成 2 9 年 1 0 月 2 7 日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第4条に規定する特定調達契約につき、落札者又は随意契約の相手方を決定したので、特例政令第12条及び熊本市病院局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成24年病院局規程第15号)第2条において準用する熊本市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成24年規則第102号)第11条の規定により、次のとおり公示する。

熊本市病院事業管理者 高 田 明

公示事項	内容
1 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量	熊本市市民病院で使用する電気の需給契約 2, 824, 000キロワットアワー
2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地	熊本市病院局総務企画課施設管理室 熊本市東区湖東一丁目1番60号
3 落札者又は随意契約の相手方を決定した日	平成29年9月7日

4 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び代表者の氏名並びに所在地）	株式会社 F-Power 代表取締役 鈴木順子 東京都港区六本木一丁目 8 番 7 号
5 落札金額又は随意契約に係る契約金額	39,178,668 円（税込）
6 契約の相手方を決定した手続	一般競争入札
7 当該公告又は公示を行った日	平成 29 年 7 月 7 日